

コリンズ・テクリスの登録内容確認結果の通知方法について ～ お知らせ ～

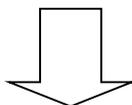
令和5年8月
山口県土木建築部

山口県土木建築部が発注する工事及び業務委託において、コリンズ・テクリスに実績データを登録等する際の事前確認書類（「登録のための確認のお願い」）について、新たに令和5年8月21日から導入される「登録内容確認システム」により、オンライン上で登録内容の確認が可能となることから、発注者から受注者への確認結果の通知方法が変更となりますのでお知らせします。

1 変更内容

<変更前>

監督職員が、PDF ファイルを印刷・署名し、受注者に書面で返却



<変更後>

監督職員が、登録内容確認システム上で確認結果を入力すると、システムから受注企業の担当者に通知される（メール自動送信）

（書面のやりとり、受注企業における確認書のシステム登録作業も不要となる。）

発注者は、原則として登録内容確認システムで確認結果を通知しますが、何らかの理由で、受注者が書面での返却を希望した場合に限り、書面返却で対応します。

2 適用日

令和5年8月21日以降、JACIC から送信される「登録のための確認のお願い」の内容確認を行う場合に適用します。